

パブリックコメントに寄せられた主な意見の概要と国土交通省の考え方

1. パブリックコメントの概要

(1) 意見募集期間

平成20年1月11日（金）～平成20年2月12日（火）

(2) 方法

ホームページ上に告知（国土交通省HP、電子政府の総合窓口(e-GOV)）

電子メール、FAXにより意見を聴取

2. 寄せられた意見について

(1) 件数 7件（同一者、団体から複数意見が寄せられている場合についても
1件として集計）

延べ件数 約30件

3. パブリックコメントに寄せられた主な意見の概要と国土交通省の考え方

 ：ご意見を踏まえ、ガイドラインを修正したもの

章	主な意見の概要	国土交通省の考え方
全般	戦略的環境アセスメントと並行して実施される場合が多いと予想されるが、別々に実施するようなことはせず、共同で実施できるような配慮をすべきである。	本ガイドラインの趣旨に配慮した措置を講じることで、いわゆる戦略的環境アセスメントを内包するものと考えており、ご懸念のような二重の手續等を実施することは考えておりません。
第1(2)	事業者が対象事業を選別するようなことを避けるため、事業計画策定段階を有する全ての事業を適用対象とすべきである。	本ガイドラインでは、国民生活、社会経済又は環境への影響が大きい事業に適用することを基本としておりますが、事業の特性や事案の性質、地域の実情等が事業ごとに様々であることから、全ての事業に一律に適用することとはせず、本ガイドラインの趣旨を十分に踏まえつつ、個別の事情に応じ最適な計画策定のプロセスを追求することが重要と考えております。
第1(2)	対象事業は平成15年に策定された「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」と同じく、公団等の計画についても含めるべき。	公団等については、平成13年12月に策定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、現在では全ての公団が独立行政法人または特殊会社(株式会社)に改組されました。 構想段階においては、事業実施者が確定していないケースがあるため、将来的に独立行政法人や特殊会社を実施することがあり得る事業についても、国が計画策定者となるものは、P2第1(2)①の「国等が実施する事業」に含まれるものとし、そのうち国民生活、社会経済又は環境への影響が大きい事業に適用することを基本としています。
第1(2)	地方公共団体においても、国に準じて実施されることを待望する。また、実施にあたっては、形骸化しないよう実行ある対応をお願いする。	地方公共団体、民間事業が行う事業等については「本ガイドラインの趣旨に配慮した措置が講じられることを期待する」とするとともに、本ガイドラインの配布や周知等を行い、地方公共団体等の取り組みを促進、支援することを考えています。 また、国土交通省においても、本ガイドラインを適切に活用し、より良い公共事業の実施に努めて参ります。

第1(2)	地方公共団体に対し、“期待”しているが、“努める”ことに強化すべき。	地方分権推進改革法の基本理念や基本方針において、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とするとともに、地方公共団体の自主性及び自律性が十分発揮されるよう定められています。このため、本ガイドラインが地方公共団体を拘束することとならないよう、「本ガイドラインの趣旨に配慮した措置が講じられることを期待する」こととするとともに、本ガイドラインの配布や周知等を行い、地方公共団体の取り組みを促進、支援することを考えています。
第1(2)	環境省の戦略的環境アセスメント導入ガイドラインでは、地方公共団体の環境部局から、環境保全の見地から意見を聞くこととなっていることから、その旨を明記すべき。 また、地方公共団体の意見は専門家の活用を図ることが望ましいとなっていることから、十分な検討ができる適切な期間を確保する必要があることを記載すべき。	計画づくりにあたっては、環境保全の見地はもちろんのこと、社会面や経済面等の様々な観点から総合的に判断していく必要があると考えております。このことから、地方公共団体との連携・協力においては、総合的に意見を聞くことを考えています。 また、第2計画検討手順において、計画検討手順を適切且つ効率的に実施するために、手順全体の管理を行うとともに、地方公共団体との連携について、意見交換を十分行うものと記載しております。
第1(2)	環境省の戦略的環境アセスメント導入ガイドラインでは、環境省は計画策定者等の求めに応じて、環境の保全の見地からの意見を述べることとなっているため、本ガイドラインにおいても環境省の関与について何らかの規定を設けるべきである。	計画づくりにあたっては、環境保全の見地はもちろんのこと、社会面や経済面等の様々な観点から総合的に判断していく必要があると考えております。このことから、第4(5)留意事項において、必要に応じて関係行政機関等に対する意見聴取を行うこととしておりますが、意見聴取においては、環境省も含め様々な機関から意見を聞くことを考えています。
第1(2)	国土交通省内部のコミュニケーションの円滑化や関係省庁間の連携についても記述すべき。	ご意見を踏まえ、より一層国土交通省内部のコミュニケーションや円滑な事業の推進に努めて参ります。 また、関係省庁間との連携については、ご意見を踏まえ、第1(2)⑤を「計画策定者は、構想段階における計画策定プロセスを進めるにあたり、関係地方公共団体と連携して行うとともに、上位計画等との整合性のみならず、当該事業に関連する地方公共団体の基本構想、都市計画区域における整備、開発及び保全の方針、その他当該地域の整備等に関する構想・方針等や関係行政機関の計画との整合性を図るものとする。」に修正します。
第1(3)	”諸元”という言葉が難しい言葉なので、簡単な用語に修正すべき。	ご意見を踏まえ、[諸元]を[事項]に修正します。
第1(3)	委員会等の委員の構成に関しては、学者だけでなく、実務経験のある有識者や、実業界からも人選すべき。 また、委員の選定にあたっては、公募による人選も検討すべき。	学識経験者等の中には、実務経験者も含まれます。 また、委員会等の委員の人選にあたっては、地域や事業の特性に応じて役割を明確にし、その役割に応じた幅広い分野からバランス良く人選される必要があることから、委員会等の役割に応じ、広く様々な意見を反映し、中立性を確保できる人選を行うことが重要だと考えています。これらを踏まえ、各委員会等の設置にあたっては、広く様々な意見の反映、中立性の確保に努めて参ります。

第1(3)	「技術・専門的検討」について、検討方法と検討事項の説明がいずれも検討内容の説明とされており、違和感がある。表現を適正化すべき。	ご意見を踏まえ、“なお”以降の文章を「 <u>なお、技術・専門的検討においては、理学や工学等の自然科学分野、社会学や経済学等の社会科学分野、考古学等の人文科学分野の専門的検討を行うこととする。</u> 」と修正します。
第2(4)	評価項目については、環境省のガイドラインに沿って、環境基本法に定める「大気環境等」「生態系等」「景観等」「温室効果ガス等」の観点に関する評価の必要性を記載すべき。	計画づくりにあたっては、環境面はもちろんのこと、社会面、経済面等の様々な観点から総合的に判断していく必要があると考えています。したがって、評価項目の設定においても事業の特性や地域の実情等を考慮した上で、総合的に設定する必要があると考えています。また、本ガイドラインは横断的な考えを示すものであるため、評価項目については、事業種別や個別事業毎に柔軟に設定することが適切であると考えています。
第2(4)	景観に係る評価基準を客観的評価指標を保証した上で、盛り込むべき。	第2(4)②評価項目において、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から評価することとしており、その中には景観の観点も必要に応じ評価項目に含めることは当然のことと考えています。また、同(5)で示しているとおり、その評価項目ごとの評価にあたっては、正確な資料・データに基づき、できるだけ客観的に示すことが重要としています。
第2(6)	計画策定者自身が計画案を選定することとなっているが、この場合、案の選定が恣意的なものとならないよう、計画の目標や理念、評価基準をあらかじめ設定し、評価結果を判断する必要がある。	計画検討の発議の段階で、当該事業の目的等を明確にした上で、計画検討に着手することとしているとともに、計画決定に至る計画検討手順の進行に応じて適切な段階毎に、情報提供、意見の把握、意見の整理・対応の公表を実施することとしています。さらに、選定の結果やその理由についても広く住民・関係者等に対して説明することとしており、さらに、必要に応じ、これらのプロセスに対して客観的・専門的な立場から助言等を行う委員会等を設置することとしており、これらを適切に実施することで、計画策定者がより良い計画を選定することができると考えています。
第2(8)	計画策定の期限や段階毎の「時期」を設定すべきとされているが、「時期」を定めるのではなく、クリアすべき「目標」「中間目標」を設定し、その達成を以て次の段階へ進むことができる方法を記載すべき。	主要な段階の時期等を設定することは、計画策定手順を適切かつ効率的に実施するために重要と考えています。なお、設定の際には住民・関係者等の意見の集約及び把握に十分な時間を確保することを念頭に置くこととするとともに、計画検討の状況によっては、前の手順にもどって検討を行うことも必要としており、これらを適切に実施することで、住民・関係者等の理解と協力を得るといった目標を達成できるよう努めて参ります。
第3(1)	プロジェクトが国際的な性格を有する場合、国際機関の意見が策定段階においても配慮されるべき。	住民参画促進においては、住民・関係者等の対象範囲を適切に把握することとしています。また、技術・専門的検討においても必要に応じて関係行機関等に対して意見聴取を行うものとしており、これらの手順の中で国際機関の意見を把握することが可能と考えています。
第3(1)	”事業への関心”については、抽象的で分かりにくい。もう少し具体的に記述するか、もしくは削除してはどうか。	ご指摘を踏まえ”事業への関心”を” <u>事業そのものや、影響・効果に対する関心の度合い</u> ”に修正します。

第3(2)(3)	<p>コミュニケーションの実施については、インターネットが十分に普及されていない現状では、インターネットだけに限定せず、複数の手段を活用すべき。</p> <p>また、双方向コミュニケーションを確保するための注意書きをすべき。</p>	<p>コミュニケーション手法の選択および実施においては、適切な段階毎に、「情報提供」「意見把握」「意見の整理と対応の公表」を複数の手法を組み合わせる等、適切なコミュニケーションの実施に努めて参ります。</p>
第4(1)及び第5(2)	<p>技術・専門的検討において、検討の前提条件について公表することとなっているが、公表のみでなく、前提条件についても検討することを明記すべき。</p> <p>また、技術・専門的検討に対して助言を行う委員会等の役割においても、前提条件の妥当性について確認する役割を持たせるべき。</p> <p>さらに、3番目の・として「多くの市民の不安、懸念事項に対する調査の指示」を加えてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、(1)技術・専門的検討内容の整理を「計画策定者は、技術・専門的知見から検討を行うべき内容や検討にあたっての前提条件を整理し、検討を実施するために必要となる(以下、略)」に修正します。</p> <p>さらに、第5(2)③技術・専門的検討に対して助言を行う委員会等の二つめの・を「技術・専門的検討を行うべき内容や検討にあたっての前提条件および検討結果の妥当性の確認」に修正します。</p> <p>また、第2計画検討手順の複数案や評価項目の設定において住民・関係者等の関心事に配慮することとしているとともに、第4技術・専門的検討において計画検討手順、住民参画促進との有機的な連携に努めることとしており、「多くの市民の不安、懸念事項に対する調査の指示」については、これらを適切に実施することでその役割を果たすものと考えています。</p>
第4(5)	<p>国際的な専門家(コンストラクションマネジメント、デザインアーキテクトサービス等)が事業に起用される場合、国際的な専門家や外資系企業の意見が構想段階で考慮されるべき。さらには、国際的な関係者が顧問団として関与されるべき。</p>	<p>本ガイドラインの対象は、事業により整備する施設の概ねの位置、配置及び規模等の基本的な事項を検討する構想段階であるため、事業実施段階の詳細について検討する段階ではありませんが、技術・専門的検討において、必要に応じて関係行機関等に対して意見聴取を行うものとしており、これらの手順の中で国際的専門家等の意見を把握することが可能と考えています。</p>
第6(2)	<p>・今後の目標を含む具体的な行程(試行、事業別ガイドラインの作成等)を示すべき。</p> <p>・ガイドラインの見直しに関しては、明確に見直しの時期を設定すべき。</p>	<p>本ガイドライン(案)は、策定次第、(案)をとったものとなります。また、本ガイドラインは、本年度中に策定する予定であります。</p> <p>また、ご指摘を踏まえ、第6(2)事例の蓄積とガイドラインの見直しを「計画策定プロセスの進め方を充実するため、本ガイドラインを踏まえた具体的な実施事例を収集・蓄積し、他の計画策定者の参考に供するとともに、社会経済の変化等に柔軟かつ適切に対応するため、策定から5年が経過した時点を目途に見直しを行い、その充実を図るものとする。」と修正します。</p> <p>事業別ガイドラインについては、事業毎に特性等に違いがあることから、今後本ガイドラインの趣旨を踏まえ、必要に応じて計画策定プロセスに関するガイドライン等の整備・充実を図ることを考えています。</p>
その他	<p>・事業を進める上で、関係者しっかりと把握し、法に照らし不法行為とならぬように準備することが重要。</p> <p>・国際的プロジェクトに対し、外資系企業の参加が検討されることを期待します。</p> <p>・プロジェクトの計画(設計)を行った企業が、その後の建設を落札することの無いような措置をお願いします。</p>	<p>本ガイドラインに対する直接の御意見ではありませんが、御意見を踏まえ、本ガイドラインの活用により、今後、透明性、公正性を確保した公共事業の実施に努めて参りたいと考えております。</p>